



いいかねだより 号外

Fukuoka Prefectural TAGAWA Police Station

野焼きは原則禁止です！

12月に入り、猪国駐在所管内において、廃棄物処理法違反（不法焼却）、いわゆる「野焼き」事案として、3件の警告措置をしています。

田川警察署管内では、令和4年1月から12月20日までに77件（猪国管内は6件）、野焼き事案として、当事者に対し、警告等の措置をしており、中には消防が出動した事案もあります。

例としては、

- 庭の草を燃やしていた。
 - 焼却炉で紙くずを燃やしていた。
- などがあります。



処分が大変だとは思いますが、ごみ焼却場への持ち込みなど、野焼き以外の処分をお願いします。

野焼きが認められる事例としては、公益上やむを得ない廃棄物の焼却など、ごく一部に限られます。

なお、罰則は【五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。】と定められており、非常に重い罪となるので、安易な野焼きはやめましょう！